

令和3年度

第1回飯田市土地利用計画審議会・第1回飯田市都市計画審議会

日時：令和3年7月29日（木）10：00～

場所：飯田市役所C棟311・312・313会議室

1. 開 会

10時00分

○近藤 ただいまから飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を担当いたします地域計画課の近藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

いつもであれば大貝会長に会議の進行をお願いしておりますが、本日、緊急の用事が入ったため急遽欠席となりました。本日の会議の進行については、高瀬職務代理にお願いをしまして、またウェブによる進行とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様事前に配りました資料は、事前配付資料1-1～1-4でございます。また、本日配りました資料は、会議次第、審議会委員等名簿と座席表、諮問書の写し、当日配布資料1と当日配付資料2でございます。資料に不足がございましたら事務局までお申し付けいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○近藤 会議に先立ちまして、今回新たに審議会委員としてご参画いただきます皆様をご紹介します。

市議会から熊谷泰人委員、木下徳康委員、竹村圭史委員、清水優一郎委員、新井信一郎委員、まちづくり委員会から松本富雄委員、今村正大委員、飯田商工会議所から北山良一委員、以上の皆様が推薦されましたので任命いたしました。

また、関係行政機関から、天竜川上流河川事務所の人事異動に伴いまして佐藤保之委員を任命いたしましたのでよろしくお願いいたします。

皆様には恐れ入りますが、任命書をお席にご用意させていただいております。ご確認をお願いいたします。

以上、新任の皆様のご紹介とさせていただきます。

2. 理事者あいさつ

○近藤 それでは佐藤市長よりごあいさつを申し上げます。

○佐藤市長 おはようございます。

本日は、飯田市土地利用計画審議会・飯田市都市計画審議会ということで、委員の皆様方には大変お忙しい中、またお暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。

新たに委員となられた皆様方につきましては、それぞれのお立場から助言をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

また本日は、大貝会長がご欠席ということで、高瀬職務代理に進行をお願いいたします。ウェブでのご参加ということでお世話になります。よろしくお願いいたします。

本日の議事案件ですが、審議事項4件、協議事項1件、計5件お願いをしております。

諮問案件につきましては、これまで令和2年の10月5日に行いました令和2年度第2回の審議会、同じく令和2年の12月22日に行いました令和2年度第3回の審議会でご協議をいただきました、羽場・丸山・鼎地区における飯田都市計画の変更等について、審議をお願いをするものでございます。

また、協議案件につきましては、飯田市都市利用基本方針の変更についてということでございまして、主な点は次の2点になります。

1点は飯田南道路、これについて令和2年2月に国からバイパスによるルート帯の案が示され、国・県と協議を進めてまいりました。先日7月19・20・21の3日間で都市計画原案に関する住民説明会を行いました。今回は、新たに飯田南道路を都市の骨格として明確化したいということで、ご協議いただきたいということでございます。

もう1点は、長野県で本年4月に長野県信州まちなかグリーンインフラ推進計画が策定され、先日7月17日には、長野県と長野市・松本市・上田市・飯田市の4市、この4市長と知事との共同宣言、信州まちなかみどり宣言を行ったところであります。この計画と連携して飯田市においてもグリーンインフラの導入推進を図っていきたい。このことについて、本日は協議をお願いしたいというものでございます。

以上の2点、あるいは諮問事項につきまして、事務局から具体的な内容についてご説明し、委員の皆様からのご意見をいただきたいということでございます。

本日から新しく委員になられた方につきましては、これから行っていただく諮問事項に対する審議、あるいは協議について随分形式的な会議というふうにご感じになる方もいらっしゃるかもわかりません。

法律に基づく手続きを担っていただく会議ですので、そういうふうにならざるを得な

いところもありますが、私どもとしては、できるだけ活発にご意見をいただき、それを反映させていきたいという思いで運営をしております。そのことにつきましては、協議事項の段階で十分ご協議をいただきたいという思いでございます、そのご意見を反映させたいと、最後、案を諮問・審議ということになります。

審議という形で行っていただく4件は、先ほど申し上げたように過去2回、この会議で協議事項としてご議論いただいたものを最後まとめるということになりますので、大変、形式的な形になりますが、協議事項のところにつきましては、ぜひ活発にご議論をいただき、その後の内容に反映させていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、私から申し上げて開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○近藤 本日、市長は公務により1時間ほどで退席をさせていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。

(会議の成立について)

○近藤 ここで、委員の出席状況につきまして、ご報告いたします。

土地利用計画審議会委員13名のうち10名、都市計画審議会委員22名のうち18名の皆様にご出席いただいております。両審議会とも委員の総数の半数以上の出席をいただいておりますので、飯田市土地利用計画審議会条例第7条第2項及び飯田市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、本会議は成立している旨、お伝えいたします。

なお、丹羽委員、鈴木委員、中山委員から、あらかじめ欠席のご連絡をいただいております。

また、本日は専門委員の皆様にもご出席をお願いしておりますが、浅野専門委員、上原専門委員からあらかじめ欠席のご連絡をいただいております。

また、佐藤委員の代理で丹羽事業対策官、細川委員の代理で丸山整備課長に出席いただいておりますのでご報告申し上げます。

3. 会長あいさつ

○近藤 それでは、次第に従いまして高瀬職務代理からごあいさつをお願いいたします。

○高瀬職務代理 職務代理の高瀬でございます。

本日は、急遽会長が欠席ということで、私が進行を務めさせていただくことになりま

した。このような形で進行させていただくことを恐縮ですが、よろしく願いいたします。

委員の皆様におかれましては、ご尽力ご足労いただきましてありがとうございます。

本日は、4つの案件について諮問が予定されておりますので、ご審議をお願いいたします。諮問につきましては、できれば本日一定の結論が得られればと思っておりますので、委員の皆様のご協力をお願いします。

また、先ほど佐藤市長よりお話がございましたが、ご協議いただく案件もございましたので、活発な意見交換ができますよう、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

本日はよろしく申し上げます。

○近藤 ありがとうございます。

4. 諮 問

○近藤 これより、諮問に入らせていただきます。

諮問書の写しを委員の皆様にはお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

今回は、次第にお示ししております4つの案件についての諮問でございます。

諮問書の読み上げは、感染防止に配慮した会議時間短縮等のため、自席にて読み上げさせていただきます。

ご理解くださいますようお願いいたします。

それでは、佐藤市長お願いいたします。

○佐藤市長 では、お手元の配付資料、写しをご覧いただきながらお聞きいただければと思います。

飯田市都市計画道路の変更（県決定）について（諮問）。このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する第18条第1項の規定に基づき、長野県知事から意見を求められているため、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

1、諮問の目的 飯田都市計画道路の変更（県決定）

2、諮問の内容 別紙のとおり

ということで、別紙につきましては、事前にお送りしている配付資料でございます。

続きまして、飯田都市計画道路の変更（市決定）について（諮問）。このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する第19条第1項の規定に基づき、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

1、諮問の目的 飯田都市計画道路の変更（市決定）

2、諮問の内容 別紙のとおり

でございます。

続きまして、飯田都市計画用途地域の変更（市決定）について（諮問）。このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する第19条第1項の規定に基づき、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

1、諮問の目的 飯田都市計画用途地域の変更（市決定）

2、諮問の内容 別紙のとおり

最後に、用途地域の変更に伴う白地地域の容積率制限等の見直し（県決定）について（諮問）。このことについて、建築基準法第52条第1項第8号、第53条第1項第6号、第56条第1項第1号、第56条第1項第2号ニに基づいて長野県知事が定めるにあたり、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

1、諮問の目的 用途地域の変更に伴う白地地域の容積率制限等の見直し（県決定）

2、諮問の内容 別紙のとおり

ということであります。いずれも飯田市都市計画審議会に対して飯田市長から諮問するものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○近藤 それでは、以降の進行につきましては、高瀬職務代理にお願いいたします。

（会議録の公開について）

○高瀬職務代理 それでは、議事進行をお預かりいたします。

会議に先立ちまして、事務局より会議録の公開について説明があるようですのでお願いいたします。

○近藤 本日、お配りしました会議次第の裏面をご覧ください。

会議内容の概要につきましては、規定により公開することとしておりますが、公開会議録には出席委員全員の同意が得られた場合に限り、発言した委員の氏名を記載するものとしておりますので、本日の会議録における発言委員の氏名の公開について、同意いただけるかお伺いいたします。

○高瀬職務代理 ただいま説明がありました、公開の同意につきまして、ご異議なければ公開してよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○高瀬職務代理 ありがとうございます。それでは、会議の内容の公開にあたっては、発言された委員の方の氏名をあわせて公表するということといたします。

5. 審議事項

○高瀬職務代理 それでは、先ほど諮問を受けましたので、審議に移りたいと思います。

(1) ア 都市計画道路の変更（県決定）に関する意見聴取について

(1) イ 都市計画道路の変更（市決定）について

○高瀬職務代理 「都市計画道路の変更（県決定）に関する意見聴取について」、及び「都市計画道路の変更（市決定）について」は、関連しますので一括して、事務局より説明をお願いします。

○牧内課長 地域計画課の牧内と申します。

私から、諮問案件の説明に入る前に、これまで行ってきました都市計画道路の見直し方針と見直しによりまして、今後、どう変わるかという点について説明させていただきます。

資料につきましては、パワーポイントで説明いたしますので、スクリーンをご覧くださいと思います。

廃止する予定の都市計画道路は、廃止により都市計画法第 53 条、建築の許可の規制がなくなります。これまで、2 階以下で地階を有しない木造の建築物以外の建築は原則認められていませんでしたが、今後は許可不要になります。

2 点目としまして、廃止する都市計画道路は、道路改良、拡幅改良は今後行わないということではなく、地域の要望や地権者の協力等により今後、必要に応じ対応していくことを考えております。

3 点目ですが、今回の都市計画道路の見直しは 2 回目でありまして、平成 30 年 1 月に次ぐ見直しになっております。本日の審議結果を長野県に回答していく予定であり、順調に手続きが進めば 9 月の長野県都市計画審議会において審議される予定でございます。

それでは、スクリーンで説明をさせていただきます。

ご覧のスクリーンですが、羽場・丸山地区の抜粋でございます。青色が昭和 20 年代、黄色が昭和 30 年代、緑色が昭和 40 年代に都市計画決定された道路であることがお分かりいただけるかと思います。

昭和 20 年代から 40 年代は、高度成長期で、中央自動車道も開通前であり、人口の急

増、市街地の拡大、経済が急成長したときでしたが、現在は、人口減少や少子高齢化の進行、経済の低迷など、計画当時とは社会情勢が大きく変化しております。社会情勢の変化を踏まえた総合的な見直しが必要になってまいりました。次に、都市計画道路の状況です。

令和元年度末の時点で、42路線、約74.9kmありまして、整備済み延長は約46.4km、未整備延長は約28.4kmとなっております。

飯田市では、長野県が策定した都市計画道路見直し指針に基づきまして、未整備路線の全区間の見直しを行いました。必要性・代替性・実現性の3つの視点により、評価と検証を行っております。飯田都市計画道路見直しに関する方針を作成しまして、既定道路網計画に比べ混雑区間の影響や新たな問題の発生等はないと判断しております。

飯田都市計画道路の見直しに関する方針を平成30年1月1日に飯田市土地利用基本方針に位置づけを行いまして、変更候補や廃止候補となっている路線については、関連する地区において住民説明会などを実施し、住民の皆様との合意形成された路線から順次、都市計画道路の変更を行うとしております。

平成30年1月の見直しの方針の図でございます。方針に基づきまして、平成31年1月に赤色で示されております座光寺・松尾・伊賀良・鼎・上郷地区の路線につきましては廃止、ピンクの点線で示しております道路を、新規で都市計画決定しております。

見直し方針に基づく現在の進捗状況を表した図になりますが、先ほどの図において赤色で示されていた路線は、平成31年に廃止となったため消えております。今回、廃止を予定している路線を赤色で示してございます。

今回の都市計画の変更等に関する方針として、都市計画道路の変更については、都市計画決定された規格での整備の必要性はないと判断し、先の図において赤で示した路線については廃止しますが、今後は、現道を代替路線として活用するなど、必要な箇所の整備を検討します。

また、都市計画道路の廃止に伴いまして、見直しを行う用途地域等については、新たな用途地域の拡大は行わず、現在の状況を維持できる最小限の変更とし、現行の用途地域による制限よりも、さらに制限が強化されないよう既存建築物に配慮し、また、二世帯住宅など、多世代での生活が実現できるよう建ぺい率と容積率を一部緩和することといたしました。今回の変更等に関する具体的な内容ですが、こちらは後ほど詳しく説明させていただきます。

昭和36年の変更では、昭和22年の飯田大火に起因した、昭和24年の中心市街地復

興計画に併せて都市計画を決定した後、人口増加に伴う市街地拡大への対応のため、当時の鼎町、上郷町とともに都市計画道路網を拡大しております。

昭和 42 年の変更では、さらなる人口増加への対応と中央自動車道及び国鉄中津川線の建設計画を踏まえ、道路網の再検討により、特に市街地西部、中央自動車道の西側でございりますが、こちらの都市計画道路の追加を行っております。

昭和 44 年に丸山中央線を新たに都市計画決定しております。

平成 9 年に白山城山線の起点側の延長の変更を行っております。

飯田市の総人口は、昭和 60 年国勢調査結果の 111,009 人をピークに横ばいから減少傾向に転じ、平成 30 年国勢調査結果では 99,154 人となっており、今後も増加は見込まれないと推定されています。

変更路線の周辺地区、主に中央自動車道西側の羽場・丸山地区における人口変動につきましては、昭和 60 年から既に減少傾向にあり、昭和 60 年から平成 30 年までの約 30 年で比較しますと、飯田市の総人口が 11%減少する中、当該地区は人口が 24%減少しておりまして、飯田市の中でも人口減少の大きい地区ということが分かります。

変更する路線の評価について説明させていただきます。

人口減少、交通量の増加が見込まれない、地形的要因により整備困難、多くの家屋移転、この 4 点の評価結果によりまして、都市計画道路の決定当初に求められていた役割や機能が喪失しております。飯田市の土地利用基本方針に照らし合わせ、当該道路については、都市計画道路の規格による整備は適さないと判断し、現道を代替路線として活用するなど、地域の実情に合せた整備を行うこととして、7 路線については変更を行います。

都市計画の用途地域に関わる変更について、説明させていただきます。

用途地域は昭和 24 年に指定され、昭和 48 年の用途地域の変更以前までは、中心市街地が主に指定されておりました。

昭和 48 年の用途地域の変更により、用途地域が羽場、丸山、伊賀良、松尾、鼎、上郷方面に拡大されました。その際、羽場・丸山地区は、住宅系の用途地域に指定しております。

この当時は、高度経済成長と交通網の急速な変化などにより、生活環境の変化や人口増加が進み、住宅地の需要が急増したこと、また、中心地への人口集中と地価の高騰に伴い、優良な住宅地の確保が求められた状況でした。

昭和 55 年の用途地域の変更では、昭和 48 年の用途地域指定後の社会情勢の変化や、

用途地域の実情に合わせるよう変更が行われております。羽場・丸山地区においては、丸山地区に住宅系の用途地域が一部追加となっております。

平成7年の変更では、平成4年に都市計画法の改正が行われましたので、この改正に基づき、用途地域の細分化が行われております。この際は、用途地域の拡大は行われておりません。

以上が、用途地域に関わる経緯でございますが、今回の都市計画道路の変更により、都市計画道路から何mといった境界線の根拠がなくなりますので、付近の現道や地形などにあわせるなどして、用途地域等の変更を行います。あわせて、多世代での生活が実現できるよう建ぺい率、容積率の一部緩和を行います。

「検討の経過と都市計画決定の手続き」についてご説明いたします。

緑色の項目については、県の手続きを含む法定手続きを示したものでありまして、黄色の項目は、飯田市の手続きを示しています。

図の左から順に説明いたします。

平成29年から検討を開始し、都市計画の素々案を作成してきております。その後、住民説明会を計3回開催し、地域住民の皆様との検討を行っております。

令和2年の計2回の都市計画審議会において、委員の皆様にご説明させていただき、ご意見を伺う機会を設けさせていただいております。審議会では、防災面の代替道路の検討や、リニア中央新幹線・三遠南信自動車道に係る検討状況についての質疑をいただき、回答として地域の実情に応じ防災面を考慮した道路拡幅の対応や、リニア中央新幹線・三遠南信自動車道開通後の将来交通量を検討しており、その中で座光寺・上郷方面の新規路線を加えた対応を行っております。

その後、都市計画の素案を作成後に、関係地域におきまして計4回の住民説明会を行い、「廃止された道路の拡幅は今後行わないのか」等のご意見をいただいておりますが、冒頭にお話したとおり、必要に応じて整備を行うことを説明し、今回の都市計画変更についてご理解をいただいております。

また、説明会にご参加いただけなかった方には、説明した内容を文書にて組合回覧、各戸配布させていただいております。

次に、パブリックコメントを本年4月9日から5月10日まで1か月間実施しております。特段の意見はございませんでした。

また、関係する地域協議会への意見聴取を行っておりますが、異議はなく承認する旨の回答をいただいております。

公聴会につきましては、公述の申し出がございませんでしたので、5月23日に開催する予定でありましたが、公聴会は開催しておりません。

これらの手続きを経まして、都市計画案を作成し、本年6月8日から6月21日まで案の縦覧を実施しております。これらにつきましても、住民及び利害関係人の方からの意見の提出はございませんでした。

また、長野県知事との事前協議及び本協議を経まして、本日の都市計画審議会に諮問させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、これまでの主な経過を説明させていただきました。

引き続き各審議事項につきましては、担当からを説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○今村 地域計画課の今村と申します。

私からは、本日、諮問させていただきます飯田都市計画道路の変更についてご説明させていただきます。

事前配布資料1-1、1-2がこれから説明をさせていただく資料となりますのでお手元にご準備ください。

今回、諮問させていただきます飯田都市計画道路の変更の具体的な内容についてご説明させていただきます。

都市計画道路の変更にあたりまして、変更主体が長野県決定、飯田市決定と分れておりますが、その点につきましては、県道の変更と市道の変更という違いとなりますので、事前にご理解いただければと思います。

また、今回の都市計画道路の変更・見直しの背景と、これまでの経緯については、先ほど課長の牧内から、見直しの検討経過としてご説明させていただいた内容と重複するため、省略させていただきたいと思っておりますのでご了承ください。

それでは、長野県決定分からご説明申し上げます。資料1-1をご覧ください。

資料の構成についてですが、2ページ目に変更する路線の一覧、3ページ目に変更理由、4ページ目に変更する路線の新旧対照表、8ページ目以降が各変更路線の詳細資料、16ページ目以降が変更路線の総括図と計画図となっております。

2ページ目にお戻りください。

今回、長野県決定として変更する路線は2路線で、知久町妙琴線、飯田中津川線となっております。

まず、3・4・15号知久町妙琴線、県道部分についてでございます。8ページ目にお

進みください。前方のスクリーンには、対象路線の図を表示いたしますので、ご参照ください。

この知久町妙琴線に関しましては、県道と市道がつながっているため、県道部分については県決定、市道部分については市決定となっております。

当路線は、中心市街地を東西に貫く延長約 2,930m の補助幹線道路で、昭和 24 年に計画決定され、その後、5 回の変更を経て現在の計画となっております。決定当時の理由として、人口増加、中央自動車道開通及び国鉄中津川線の開業に伴う市街地拡大への対応が掲げられていましたが、今日においては、人口増加に伴う市街地の拡大への対応という機能・役割が喪失し、国鉄中津川線の計画も廃止となったため、都市の拡大に対応するための機能・役割も薄れています。

また、今回の都市計画の変更で廃止予定となっている、同じく知久町妙琴線の市道部分、城山大袋線、城山正永寺原線と接続していることから、都市計画道路としての連続性が喪失し、必要性、機能・役割も低下すると考えられます。

これらの状況を総合的に判断し、知久町妙琴線の終点から県道と重複する区間、約 520 m を廃止するものでございます。

続きましては、3・4・23 号、飯田中津川線になります。12 ページ目をご覧ください。

この路線に関しましては、区間の削除や変更等でなく、交差点の隅切りのみの変更となります。

今回の都市計画の変更で廃止予定となっている城山大袋線と接続しており、飯田中津川線の終点となる交差点の隅切りが不要となるため、交差点の隅切りを廃止する変更を行うものであります。

以上が、長野県決定分の都市計画道路の変更案となっております。

続きまして、飯田市決定の変更につきましてご説明申し上げます。資料 1 - 2 をご覧ください。資料の構成につきましては、先ほどの長野県決定の資料と同様となっております。

2 ページ目へお進みください。今回、飯田市決定として変更する路線は、記載されております 7 路線となっております。2 路線が全線廃止、5 路線が一部区間の変更となります。

それでは、まず、3・4・13 号白山城山線についてご説明させていただきます。8 ページ目にお進みください。前方のスクリーンには、対象路線の図を表示いたしますのでご参照ください。

当路線は、昭和 36 年 3 月に都市計画決定し、以後、計 4 回の変更を経て現在の計画となっております。決定した当時の計画は、人口増加、中央自動車道開通及び国鉄中津川線の開業に伴う市街地拡大への対応のため、市街地西部の発展を見込んでのものでしたが、今日においては、人口増加に伴う市街地の拡大への対応という機能・役割が喪失し、国鉄中津川線の計画も廃止となったため、都市の拡大に対応するための機能・役割も薄れております。また、平成 28 年度の飯田都市計画道路見直し業務の検証でも、当該道路を実現することで、現在の生活環境の保全として、コミュニティ分断の問題も挙げられております。

以上の理由から、白山城山線の終点から今宮町 4 丁目までの区間、約 690m を廃止とするものでございます。

続きまして、3・4・14 号滝の沢線になります。12 ページ目へお進みください。

当路線は、昭和 42 年 9 月に市街地西部の発展を見込んで都市計画決定しております。計画幅員 16m、計画延長 410m となっておりますが、現時点での整備率は 0 % で決定以降、進捗がございません。

今日において、当時求められていた機能・役割も薄れ、また今回の都市計画の変更で廃止予定となっている城山大袋線、丸山中央線、城山正永寺原線と接続しているため、都市計画道路としての連続性が喪失し、必要性、機能・役割も低下すると考えられます。

以上の理由から、滝の沢線の全線を廃止するものでございます。

続きまして、3・4・15 号知久町妙琴線になります。16 ページ目へお進みください。

先ほど、長野県決定分での説明にて、当路線の概要は説明させていただいておりますので、重複する部分は省略させていただきます。

変更の理由に関しましても、長野県決定と同じく、今日において、当時求められていた機能・役割が薄れていること、また、計画道路上の地形を踏まえると、道路構造を技術的基準に適合させることが困難な区間があり、実現が乏しい区間が存在している点が挙げられます。このような理由から、県道との重複地点から羽場権現までの区間、約 610 m について廃止するものでございます。

続きまして、3・4・16 号下山妙琴原線になります。20 ページ目へお進みください。

当路線は、昭和 36 年 3 月に都市計画決定し、以後、6 回の変更を経て現在の計画となっております。

風越公園へのアクセス道路としての役割が期待される道路ではありますが、交通量が少なく、現道での風越公園へのアクセスも可能でもあることから、計画幅員での整備は不

要と考えられます。

以上の理由から、下山妙琴原線の終点から鼎切石までの区間、約 2,230mについて廃止とするものでございます。

続きまして、3・4・20号城山大袋線になります。24ページ目へお進みください。

当路線は、昭和42年9月に都市計画決定しており、計画幅員16m、計画延長2,320mとなっておりますが、現時点での整備率は0%で決定以降、進捗がございません。

今日において、当時求められていた機能・役割も薄れ、また今回の都市計画の変更で廃止予定となっている、白山城山線、滝の沢線、知久町妙琴線、下山妙琴原線、丸山中央線と接続しているため、都市計画道路としての連続性が喪失し、必要性、機能・役割も低下すると考えられます。また、自然・歴史環境の保全、文化財保護に問題のある区間も存在します。

以上の理由から、城山大袋線の全線を廃止とするものでございます。

続きまして、3・5・27号丸山中央線になります。28ページ目へお進みください。

当路線は、昭和44年5月に、人口増加、経済発展に伴う市街地拡大への対応のため、市街地西部の発展を見込んで都市計画決定しております。

今日においては、当時求められていた機能・役割を喪失し、また今回の都市計画の変更で廃止予定となっている滝の沢線、城山大袋線と接続しているため、都市計画道路としての連続性が喪失し、必要性、機能・役割も低下すると考えられます。

以上の理由から、丸山中央線の終点から丸山町1丁目までの区間、約270mを廃止とするものでございます。

最後に、3・5・28号城山正永寺原線になります。32ページ目へお進みください。

当路線は、昭和42年9月に都市計画決定しており、計画幅員12m、計画延長4,050mとなっておりますが、現時点での整備率は17%と大部分が未整備のままとなっております。

今日において、当時求められていた機能・役割も薄れ、また当該道路を実現することで、現在の生活環境の保全問題も発生することが挙げられております。

以上の理由から、城山正永寺原線の終点から丸山4丁目までの区間、約3,360mを廃止とするものでございます。

以上が、飯田市決定分の都市計画道路の変更案となります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○高瀬職務代理 ありがとうございます。

ただいま、説明を受けましたので審議に移りたいと思います。

都市計画道路の変更（県決定）に関する意見聴取について、及び都市計画道路の変更（市決定）について、まずご質問等を出していただきまして、その後にこの件についてご意見をお伺いすることといたします。

それでは、ご質問等がございましたらご発言をいただきたいと思います。

発言にあたっては、ご氏名を告げてからご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○近藤 8番の新井委員が挙手されました。

○高瀬職務代理 新井委員、お願いします。

○新井委員 8番、新井信一郎です。

まず、当日配布資料1について確認いたします。本日諮問されているのが都市計画審議会ということで、先ほど市長の話の中では協議をしっかりとしてほしいという話でしたが、この前段で既に協議は済まされているということでしょうか。また、我々に、協議されてきたものについて理解をしていただきたいということでしょうか。

ここで意見を述べても厳しいのでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

先ほど事前配布資料1-1の24ページの部分、地図を出していただけると分かりやすいかなと思います。

こちらの勘違いであれば申し訳ないのですが、西部山麓線からつながる道路を指しているこの辺についてです。

羽場大瀬木線がかなり利活用されており、西部方面から来る阿智の皆様方に、非常に多く利用されているかと思えます。その路線についてですが、計画が消滅するというようなお話を今、頂戴しました。

その変更で道路の対応がしっかりできるのか、特に、松川を渡河して曲がった部分、非常に狭隘であり事故も多いと聞いております。その辺りの対応はいかがでしょうか。

○牧内課長 地域計画課の牧内と申します。

城山大袋線につきまして、羽場地区、一部の松川を渡るところは県にも関連しますが、この路線につきましては、地元説明会等において、冒頭で説明させていただきましたが、「廃止されてしまうと今後どうなるのか」といった意見は確かにいただいております。

当市の回答としましては、必要に応じた道路整備を行うということでございます。都市計画道路が廃止されても、基本的に道路の拡幅等は当然必要になりますので、その際にはどうしてもその地権者の方の土地の提供などのご協力をいただかないと当然これはできない話であります。ですので、今後地域からの要望等に応じて、また、必要に応じてその拡幅等を行っていく対応をしていきたいというふうに考えております。

○近藤 よろしいですか。

○新井委員 答弁ありがとうございました。

今まで積み重ねてきた、その路線ができるという期待を持った市民の皆様方が非常に多かった部分もあろうかと思えます。

また、地元だけではなく、道路ですので、色々な人が通ると考えられます。そういった皆様方が、安心安全に通行できるものを提供することも、行政の役目だと思います。その辺り1回リセットされてしまうと、よく道路はスタートから10年、そしてさらにまた10年、そういったような長いスパンがかかり過ぎると思います。この案件にしましても、半世紀近く進捗が無いということですが、理解が得られない部分で逃げていることは進みません。その辺りのこと、どうお考えでしょうか。

○牧内課長 ありがとうございます。

確かにここは、地形的にもかなり急勾配だったりするものですので、新井委員のおっしゃられるとおり、西部山麓線から入ってくる自動車等もございます。当然この路線というのは、今後、拡幅・改良は全くないというような位置づけになるかというのは、それは地域の方とも、当然協議させていただきたい。地域の要望等に応じて、当市も当然対応していくべき路線だというふうに認識しております。確かに計画決定からは何年も経っており、実際は着手してないという状況がございますので、今後については、地域の皆様との話し合い等で検討していく必要があるというふうに考えております。

○新井委員 答弁ありがとうございました。

ただ、下山妙琴線が、リニア関係で拡幅を一部微妙にされてはおりますが、まだまだ心許ない。どうしても大型車両等も通行します。そうすると、しっかりとした道路環境を改めてまたスタートするという事は、またそれこそ2桁単位の大きな時間がかかってしまう。それではとても地元の皆様のみならず、利用される皆様方に安心安全を提供できるのか。そう言われると私は少し心許なく感じます。

あと一方で、それぞれの変更理由の中で人口減少、色々な理由がありました。当然、全国的にも人口減少時代です。そういった中ではありますが、当地域はリニアビジョン

の中で人口を増やしていきたい、そして新たな人材をこの地域に迎え入れたい、そんなような計画もされております。そういった皆様方の新たな受け皿、そういったものも示さなければならないと思いますが、その辺りとの整合性はいかがお考えでしょうか。

○牧内課長 ありがとうございます。

リニア時代ということでお話のありましたとおり、全て廃止するばかりが良いのかということも確かにございます。その中で三遠南信自動車道、それからリニア中央新幹線の開通を見据え、都市計画道路もあわせて、新たに新規路線を位置づける必要もあるのではないかとということも含めて、廃止する路線、新規に入れ込む必要のある路線も検討してございます。

スクリーンに示しているスライドをご覧ください。

こちらが、平成30年の1月に、見直しの方針を示した図になってございます。お話がありましたとおり、リニア関連の道路でございます。座光寺上郷道路など、これは当然、新たに路線として位置づける必要がございますので、今回、新規路線として位置付けております。

当然、位置づけるにあたっては、その開通を見据えた交通量が、どのように変わっていくかということも検討した上で、新規路線の追加を行っております。新井委員がおっしゃられたとおり、確かに、リニア・三遠南信時代を見据えた都市計画道路の全体の見直しが必要だということで、それを進めてきているところでございます。

○新井委員 どうもありがとうございました。

そうしますと、この新規道路にお話を移らさせていただきますと、こちらはもう何十年もかからずに整備ができると、そういうことでよろしいのでしょうか。

○牧内課長 ありがとうございます。

ご質問のございました新たな新規路線のところ、座光寺上郷道路等につきましては、長野県において事業化されておるということですので、当然、リニア中央新幹線の開通の年に合わせてということを見据えて、整備を行っているというところでございます。

○近藤 よろしいですか。

○新井委員 ありがとうございます。

○高瀬職務代理 そのほかに皆様からご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○近藤 特にご質問がないようでございます。

○高瀬職務代理 なければ私から1点お聞きしたいのですが、パブリックコメントや地域協議会を、4月～5月にかけてされているのが手続きの表を見ると分かりますが、この結果については、この審議会で報告はされましたか。

○牧内課長 地域計画課の牧内です。

この地域協議会とパブリックコメントについては、冒頭でも報告させていただきましたとおり、特段の意見はございませんでした。

○高瀬職務代理 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○高瀬職務代理 それでは、まず「都市計画道路の変更(県決定)に関する意見聴取について」お諮りしたいと思います。

飯田市都市計画審議会として、都市計画上支障がない旨、答申することにご異議ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○近藤 特段、ございません。

○高瀬職務代理 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、「都市計画道路の変更(県決定)に関する意見聴取について」は、都市計画上支障がない旨、答申することとさせていただきます。

次に、「都市計画道路の変更(市決定)について」お諮りいたします。

飯田市都市計画審議会として、諮問のあったとおり決定することが適当である旨、答申することにご異議ございませんでしょうか。

こちらが先ほどご質問、ご意見等いただきました部分についてですが、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○近藤 特段、ないようでございます。

○高瀬職務代理 ありがとうございます。

それではご異議なしと認めます。

よって、「都市計画道路の変更(市決定)について」は、諮問のあったとおり決定することが適当である旨、答申することとさせていただきます。

(2) 飯田都市計画用途地域の変更(市決定)について

(3) 用途地域の変更に伴う白地地域の容積率制限等の見直し（県決定）について

○高瀬職務代理 続きまして、飯田都市計画用途地域の変更（市決定）について、及び用途地域の変更に伴う白地地域の容積率制限等の見直し（県決定）については、関連しますので一括して、事務局より説明をお願いします。

○佐々木 地域計画課の佐々木と申します。よろしくお願いたします。

審議事項の（2）飯田都市計画用途地域の変更（市決定）につきましては、都市計画道路の廃止・変更に伴うものでございます。次の審議事項の（3）用途地域の変更に伴う白地地域の容積率制限等の見直し（県決定）についても通して説明させていただきます。冒頭に課長より説明がありましたが、今回の用途地域の変更及び白地地域の容積率制限等の見直しに関する市の方針につきましては、スクリーンにお示ししている4つのおりとなっております。

ア、人口減少時代に向けて、新たな用途地域の指定（拡張）は行わない。

イ、引き続き現在の状況を維持できるよう、最小限の変更とする。

ウ、原則として、現行の用途地域による制限よりもさらに制限が強化されないよう既存建築物に配慮する。

エ、二世帯住宅など多世代で支えあう生活が実現できるよう建ぺい率と容積率の一部を緩和する。

これらの方針に基づき、用途地域の変更及び白地地域の容積率制限等の見直しを行っております。こちらでは、用途地域の変更及び白地地域の容積率制限等の見直しに関する具体的な内容についてまとめております。詳細につきましては、お手元でございます資料に沿ってご説明申し上げます。

それでは、事前配布資料1-3、飯田都市計画用途地域の変更（案）をご用意ください。

初めに用途地域の変更についてでございますが、事前配布資料1-3の表紙をめくっていただきまして、2ページ目をご覧ください。

こちらは、この度の変更後の用途地域の一覧表となっております。変更内容の詳細につきましては、後ほど図面等を用いてご説明申し上げます。

次の3ページ目は、変更理由書となっております。簡潔に申し上げますと、この度の変更は、都市計画道路の変更等に伴いまして、用途地域の境界線を都市計画道路によるものから、現道の境界線や地形、地物等に合せて変更をするものでございます。

変更箇所につきましては、6ページ目でございますA3図面の総括図をご覧ください。

スクリーンに資料を拡大したものをご用意いたしましたので、そちらも併せてご覧ください。大きくは、5路線についての用途地域の変更がございます。

資料1-3に戻りまして、8ページ目をご覧ください。

こちらは都市計画道路3・5・28号城山正永寺原線の沿道地区、3・5・13号白山城山線の沿道地区、3・4・14号滝の沢線の沿道地区の現行の用途地域の計画図となっております。

おめくりいただいて、資料10ページ目をご覧ください。こちらは変更後の用途地域の計画図となります。

詳細につきましては、スクリーンでご説明いたします。まずこちらが現行の図を拡大したものになります。こちらが用途変更後の図を拡大したものになります。都市計画道路3・5・28号城山正永寺原線の変更、及び3・4・14号滝の沢線の廃止に伴い沿道地区の用途境界線を現道の境界線や地形、地物等での境界に変更いたします。

続きまして、こちらが現行の図を拡大したものになります。右側部分が「かざこし子どもの森公園」になります。こちらが用途変更後の図を拡大したものになります。こちらの都市計画道路3・4・13号白山城山線の変更に伴いまして、都市計画道路の境界線から25mであったものを、現道の境界線や地形、地物などの境界線に合わせて変更いたします。

資料1-3に戻りまして、9ページ目をご覧ください。こちらは都市計画道路3・4・20号城山大袋線の沿道地区、3・5・27号丸山中央線の沿道地区の現行の用途地域の計画図となっております。

おめくりいただいて、資料11ページ目をご覧ください。変更後の用途地域の計画図となっております。

詳細につきましては、スクリーンでご説明いたします。まず、こちらが現行の図を拡大したものになります。画面左下に松川の切石上河原橋がございまして、そこから描かれておりますのが、3・4・20号城山大袋線でございます。現行では、この都市計画道路の境界線と、都市計画道路の道路端から25mまでの間が、黄色の第一種住居地域となっております。こちらが用途変更後の図を拡大したものになります。先ほど申しました3・4・20号城山大袋線の廃止に伴いまして、都市計画道路の境界線によるものから、現道の境界線や地形、地物等に変更いたします。また、元々、黄色の第一種住居地域の部分は、白の無指定地域へ変更いたします。また、元々、緑色の第一種低層住居専用地域の部分は、黄色の第一種住居地域とするよう変更いたします。

また、中央道の西側に2か所、ここは容積率60%・建ぺい率40%の第一種低層住居専用地域がございますが、先ほど見直し方針の中で説明しましたとおり、多世代同居を可能とするため、これらを容積率80%・建ぺい率50%に変更いたします。もう少し北側に進みましたところが、主要地方道飯田南木曾線でございます。まずこちらが現行の図を拡大したものになります。

こちらが用途変更後の図を拡大したものになります。左上の、先ほどの延長である3・4・20号城山大袋線の廃止に伴い、軽微ではございますが、元々、黄色の第一種住居地域の部はピンク色の近隣商業地域に変更いたします。

さらに、飯田西中学校下を通り3・5・27号丸山中央線に向かうこちらの路線につきましても、ご覧のように現道の境界線や地形、地物等に変更いたします。

鼎地区に関しましては、全て現行の道路境界線で設定しており、都市計画道路が廃止されましても、用途地域の変更はございません。

以上が、飯田都市計画用途地域の変更の説明となります。

12・13ページの計画策定の経緯の概要につきましては、冒頭で課長より説明のあったとおりでございます。

続きまして、「用途地域の変更に伴う白地地域の容積率制限等の見直し」、こちらは県決定でございます。

お手元の資料でご説明をさせていただきます。

事前配布資料1-4、用途地域の変更に伴う白地地域の容積率制限等の見直しについて（案）をご用意ください。

資料の2ページ目をご覧ください。

先ほど用途地域の変更の説明の中にもございましたが、用途地域の指定が外れ、新たに白地地域となるこの3つの区域について、それぞれと隣接する白地地域と同様の容積率制限等とすることとし、建築物の容積率を100%、建ぺい率を60%、道路斜線及び隣地斜線を1.25としております。

次の3ページは制限素案の基本方針でございます。

こちらは、「土地利用及び法規制等の現況」「建築の動向」「地域の課題」「容積率制限等の講ずべき施策」につきましてまとめておりますので、お読みとりください。

次の4ページ目が、制限素案の計画図でございまして、先ほどご説明した用途地域から白地地域になった部分をお示ししております。

策定の経緯の概要につきましては、用途地域と同様に先ほど説明のあったとおりでござ

ございます。

用途地域の変更及び白地地域の容積率制限等の見直しにつきましては、あらかじめ既存建築物調査を実施いたしました。当該変更により不適格となる建築物等はございませんでした。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○高瀬職務代理 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明を受けましたので審議に移りたいと思います。

「飯田都市計画用途地域の変更（市決定）について」及び「用途地域の変更に伴う白地地域の容積率制限等の見直し（県決定）について」、質問等をまずお出しただいて、その後、この件についてご意見をお伺いすることといたします。

それでは、ご質問等ございましたらご発言をいただきたいと思います。

ご発言にあたっては、氏名を告げて発言をお願いします。

○近藤 9番の細川委員の代理、丸山整備課長から手が挙がっております。

○高瀬職務代理 お願いします。

○丸山委員 飯田建設事務所の丸山と申します。よろしくお願いたします。

都市計画道路の変更・廃止に伴う用途地域の変更について、ご質問をさせていただきます。

今回、7路線の都市計画道路の変更に合わせて、用途地域の変更も行われるということです。そのうち3・4・20号城山大袋線につきましても、都市計画道路の変更に伴って沿線の第一種住居地域と第一種低層住居専用地域の境界について、現道の境界、地形・地物等に合わせて変更がなされております。

この路線については、県道飯田中津川線との交差点から南西方向におきましては、現道に歩道が整備され、生活道路としての機能も確保されているところだと思います。

このことにつきまして、都市計画法の規定による協議、県と協議していただいたと思いますが、そちらの意見としまして、「都市計画道路の代替路線である現道に歩道が整備されており、生活道路としての機能を確保している箇所については、地形等ではなく、現道を基準とした県道用途を指定することが妥当である」という旨の回答をさせていただきます。この回答に対する市のお考えを教えてください。以上です。

○松平 ご質問ありがとうございます。お答えさせていただきます。

地域計画課の松平です。よろしくお願いたします。

今、お話いただいた部分につきましては、歩道がついているということで、もちろん

用途地域の指定に関しましては、沿道の指定をするということは基本的に考えられると思います。ですが、今回の変更につきましては、歩道は片側ということもございますけれど、基本的には周辺の土地利用の状況を見て、地形、地物で判断してきたという作業をしております。

お話いただいた件というのは、長野県の都市計画の手引きの中で示されている内容を、お話いただいたと思っております。

その中でも、基本的に用途の指定の仕方につきましては、沿道用途にするときには、そういう実態があるときは「することができる」と規定されております。できる規定でございますので、当市の決定の判断としましては、地形、地物等に合わせた形で見直しをさせていただいたということでございます。

この件につきましては、長野県の都市・まちづくり課にも当市の考えをお伝えさせていただいているところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○近藤 よろしいでしょうか。

○丸山委員 わかりました。

○高瀬職務代理 ほかにご意見等ございましたらお願ひいたします。

○近藤 8番の新井委員から手が挙がっております。

○高瀬職務代理 お願いします。

○新井委員 8番、新井信一郎です。

ただいま、説明いただきました事前配布資料1-3、変更理由の3ページ目になりますが、そちらから何点かお聞ひいたします。

先ほどの人口減少時代に向けてというところで質問をさせていただきましたが、用途地域の指定拡張は行わないと、もうここではっきりと謳ってありますが、状況によっては見直すというようなそういう弾力性は持たないのかということ。

それと「二世帯住宅など多世代で」ということがありますが、この辺りは実際、市民からそういった要望が高くこのように見直したのか。根拠などが何かあればお知らせください。

ページをめくっていただきまして、5ページ目、公共用地境界のところにはレッドゾーンとあります。レッドゾーンの部分は除外をするというような意味合いかなと思いますが、レッドゾーンに対しての対応、いわゆる外すだけではなく対応について、ここ最近の非常に雨の降り方も強烈ですので、そういった等々考えると、レッドゾーンの対応は

このように外すだけで良いのか。その辺りも含めて回答を3点お願いいたします。

○牧内課長 ご質問ありがとうございます。

地域計画課の牧内です。

質問は3点ということで、まず1点目が、今後、用途地域を拡大しないのかという、する予定はないのかということ。2点目は、多世代の対応のための実際に要望があったかどうかということ。3点目は、レッドゾーンについての対応は今後どうするかということによろしいですか。

まず1点目、用途地域の変更については、見直しの中では基本的な考えとして、現行の用途地域をまず考えた上で、この都市計画道路の廃止、用途地域の変更ということでございますので、基本的に、新たに拡大という点については、見直しの中では考えておりません。

それから多世代におきます対応でございますが、実際この先ほどの城山大袋線のところというのは、第一種低層住居専用地域という、用途地域の中でも一番この高さ制限もそれから建ぺい率、容積率も一番厳しい基準になります。その中で、実際この住宅の敷地の中で、二世帯住宅を建てられないという現状が実際のところございます。また、そういうお話も実際ございます。

というところで、今回のこの第一種低層住居専用地域という用途は変えずに、容積率、建ぺい率等の緩和を行っていききたいというところで、今回、見直しに合わせて行ったところでございます。

それからレッドゾーンの対応でございますが、飯田市では、立地適正化計画というものを策定してございます。基本的に、レッドゾーンには住居としては、できるだけその土地以外のところに建てていただきたいということです。当然、この間の静岡の災害等もございますので、そういう土砂災害等の危険なところについては、今回のところは用途を拡大せず、白地の無指定の用途に変更しまして、対応したいというところで考えているところでございます。

○新井委員 答弁ありがとうございます。

この3ページ目（ア）のところですが、少し大きな話になってしまうと、いわゆる農地転用がなかなか進まない。したくても、自分の土地ですらなかなか隣に自分の息子の、娘の家が建てられない。そのような言葉も頂戴しておりましたので、少し確認をさせていただきました。若干視点がずれるかもしれませんが、ご了承ください。

また、この（エ）のほうですが、この数字的には一般市町村の数字を準拠するような

形でこの数字を照らしてきたのか。いわゆる容積率や建ぺい率の拡張というのは、この数字的なものはそれで良いのか。よろしくお願いいたします。

○松平 ご質問ありがとうございます。

地域計画課の松平です。よろしくお願いいたします。

人口減少につきましては、先ほどご説明したとおりだと思いますので、2点目のその建ぺい率、容積率の設定についてということでございます。

先ほどお示した2か所について、建築物の状況、現況を確認させていただきました。各住宅の敷地の面積と建物の建築面積を調べさせていただいたのですけれども、比較的やはり建ぺい率40%が厳しいという状況でございました。敷地を上から見たときに、敷地の占める建物の割合、例えば2階建てでも、1階を含めた屋根の面積を見ていただければいいと思いますが、その割合が40%ということになりますと、増築等も不可能ですし、世帯的に見ても、同居したいという方がいても増築することもかなわない。倉庫や車庫みたいなものも作れないような状況の敷地もあるということで、建物調査を全部させていただいたのですけれども、かなり目一杯、建ぺい率40%と容積率60%を使われている方が、多くございました。

それを、建ぺい率50%、容積率80%という設定にしますと、少し増築等も可能となり、多世代同居にも対応可能ということでこの設定でいければと思っております。

当市の場合、第一種低層住居専用地域の一般的な設定は、建ぺい率50%、容積率80%という設定をさせていただいておりますので、そういったものに合わせていくという形が適切だろうということで判断をさせていただいております。

よろしくお願いいたします。

○新井委員 ありがとうございます。

○近藤 ほかにはございますか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○近藤 特段、ご質問ないようでございます。

○高瀬職務代理 次に、ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

○近藤 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○近藤 特段、ないようでございます。

○高瀬職務代理 それでは、まず、「飯田都市計画用途地域の変更(市決定)について」お諮りいたします。

飯田市都市計画審議会として、諮問のあったとおり決定することが適当である旨、答申することにご異議ございませんでしょうか。

○近藤 よろしいですか。

(発言する者なし)

○近藤 特段、ございません。

○高瀬職務代理 ありがとうございます。

それでは、異議なしということで、「飯田都市計画用途地域の変更(市決定)について」は、諮問のあったとおり決定することが適当である旨、答申することとさせていただきます。

次に「用途地域の変更に伴う白地地域の容積率制限等の見直し(県決定)について」、お諮りいたします。

飯田市都市計画審議会として、都市計画上支障がない旨、答申することにご異議ございませんでしょうか。

○近藤 よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○近藤 特にごございません。

○高瀬職務代理 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認めます。

よって「用途地域の変更に伴う白地地域の容積率制限等の見直し(県決定)について」は、都市計画上支障がない旨、答申することとさせていただきます。

以上で、諮問事項に対する全ての審議が終了しました。

答申書の文面につきましてはご一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○近藤 よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○近藤 特段、ございません。

○高瀬職務代理 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

6. 協議事項

○高瀬職務代理 続きまして、6番の協議事項に移りたいと思います。

飯田市土地利用基本方針の変更について

○高瀬職務代理 「飯田市土地利用基本方針の変更について」事務局より説明をお願いします。

○牧内課長 地域計画課、牧内です。

それでは、協議事項の説明に入ります前に、私から今後の進め方等について説明させていただきます。

今回、協議内容としましては、国道 153 号飯田南道路の新規路線の位置付けと、グリーンインフラの導入推進を飯田市土地利用基本方針に追加していく予定でございます。

本日は、勉強会という形で行いますので、次回の審議会において、この案件を諮問して審議していただく予定で考えております。

基本的にこのような形で、諮問する案件のその前の審議会において、勉強会という形をとって、まず内容について理解を深めていただいた上で、次回の審議会において審議していただくという形で、これまでも行っており、今後も行っていく予定でございます。

まず、今日、配布させていただいた資料とスクリーンを併せて見ていただければと思います。まず、今日、配布させていただいた当日配布資料 2 をめくっていただきますと、今後のスケジュールを記載してございます。

このスケジュールについて、私から説明させていただきます。

まず、8月10日から9月9日までの1か月間、広く市民皆様のご意見をお聴きするために、パブリックコメントを実施していく予定でございます。

その前段としまして、飯田南道路につきましては、7月19・20・21日の3日間、山本・伊賀良地区におきまして住民説明会を開催し、都市計画決定を行うに際しまして、その上位計画でありますこの土地利用基本方針の変更と、ルートの原案の2点について説明させていただいております。

この土地利用基本方針の変更、新規路線として位置づけを行う等の変更については、ご理解をいただいております。

この内容に関係する山本・伊賀良地区の地域協議会に今後、意見聴取を行った上で、10月の審議会に諮問していく予定でございます。

また、もう1点説明させていただいたルート原案の主な意見をここで紹介させていただきます。

山本地区からは、飯田南道路の沿道の土地利用、それから伊賀良地区につきましては二ツ山トンネルの歩道の設置や、交差点の設置要望などの意見がございました。いただいた意見を踏まえ、今後、関係機関と協議を行い、ルート原案、都市計画の図書でいい

ますと 2,500 分の 1 の計画図になりますが、それを確定していく予定になってございます。

それでは詳細につきましては、担当から説明させていただきます。

○今村 地域計画課の今村です。

私からは、現在、変更を検討している飯田市土地利用基本方針につきまして、主要な変更箇所となります国道 153 号飯田南道路について、ご説明をさせていただきます。

当日配布資料 2 をご覧ください。

資料の 3・4 ページ目にあたりますが、これまでの飯田市土地利用基本方針、都市計画道路の見直しに関する方針とその取組につきましては、先ほどの諮問の際にご説明をさせていただいており、内容が重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

今回の変更における要点は、都市計画道路見直し方針へ飯田南道路を位置付けるものとなりますので、初めに飯田南道路の概要に関してご説明させていただきます。

6 ページ目をご覧ください。

飯田南道路は、山本小学校北交差点から飯田インター東交差点までの約 5 km をバイパスする道路になります。6 ページ目の中では、ピンクの点線で示させていただいております。

飯田南道路の西を通ります山本・伊賀良地区の国道 153 号は、慢性的な渋滞、道路幅員不足や線形不良による交通量不足といった課題を有しているため、国道 153 号の現道の通過交通の分離と、交通円滑化による地域間アクセス強化及び、地域の安全確保に寄与するため、国からバイパス案として示されたものが飯田南道路となります。

飯田南道路の計画につきましては、令和 2 年 2 月に、国からバイパス案としてルート帯が公表され、現在は早期事業化へ向け、国・県・市で道路の計画について協議を進めているところであります。

先日、7 月 19 日から 21 日にかけて、具体的な道路のルートや道路構造等について、関係地域である山本・伊賀良地区で説明会を行いました。今後は、関係地域との合意形成を図り、長野県において都市計画決定されるよう手続きを進めていきたいと考えております。

7 ページ目へお進みください。

そこで、その手続きを円滑に進めるための前段として、当市の広域道路ネットワークの一環を担う飯田南道路を、当市の都市構造の骨格として明確化するために、土地利用基本方針の変更を行い、飯田都市計画道路の見直し方針の中へ位置付けるというものが、

今回の変更の主旨となっております。

長野県の区域マスタープランにおいても、広域道路ネットワークの一環をなす一般国道 153 号は、都市環状道路や高規格幹線道路 IC へのアクセス道路として、骨格的交通軸と位置付けられており、計画的・重点的に整備を図るとされています。

そこで今回、当市においても、土地利用基本方針内の都市計画道路の見直しに関する方針へ、飯田南道路を内環状道路の連絡とともに、高規格道路の代替機能を担う重要な路線であり、広域道路ネットワークの一端を担う道路として都市計画道路に位置付け、国の直轄事業として早期に整備されるよう、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上が、飯田市土地利用基本方針の変更に係る、国道 153 号飯田南道路に関する説明となります。

続きまして、ここからは、飯田南道路以外の都市計画道路の見直し方針の変更に関してご説明をさせていただきます。

もう一度 6 ページ目をご覧ください。

変更を検討している道路は、ほかに 2 路線ございまして、まず 1 路線目が、羽場大瀬木線になります。

図の中では緑色で示させていただいておりますが、飯田南道路と羽場大瀬木線が重複する区間に関して、羽場大瀬木線の終点の変更を行いたいと考えております。

もう 1 路線は、自転車歩行者専用道路である西の原殿岡線になります。

図の中では、羽場大瀬木線の下に見える細い赤い線で示しております。

赤の区間に関しまして、羽場大瀬木線の開通により代替路として歩道の確保ができ、また飯田南道路にも歩道の計画があるため、代替路の確保ができると考えております。そのため、この西の原殿岡線の未整備区間の廃止を検討しております。

8 ページ目にお進みください。

こちらですが、土地利用基本方針内の飯田市道路網構想についても、これまで事業中であった羽場大瀬木線、三遠南信自動車道天龍峡 IC から飯田上久堅・喬木富田 IC 間が開通となったため、その点に関して時点修正を行いたく検討をしております。

以上が土地利用基本方針の変更について、道路に関する変更箇所の説明となります。

○鞍馬 それでは、次にグリーンインフラの導入推進について説明をさせていただきます。

地域計画課の鞍馬です。よろしくお願いいたします。

まず、当日配布資料 2 の 10 ページ目をご覧ください。

まず、グリーンインフラについての説明をさせていただきます。

グリーンインフラとは、色付きの欄に書いてありますように、「社会資本整備や、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」のことで。

資料の 11 ページ目をご覧ください。

長野県は全国の都道府県に先駆けて、本年 4 月に「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」を策定しました。

この計画の概要を説明いたします。「まちなかみどり宣言」ということで、30 年後の 2050 年にこんなまちにしていきたいという姿が示されています。

資料の 12 ページ目をご覧ください。

こちらは、まちなかの展開方針ということで、3 つの方針を掲げています。右の図にありますように、駐車場、屋上や壁面の活用など、複数の取組の連携を行っていくというイメージとなっております。

資料の 13 ページ目をご覧ください。

計画の目的と目標を示しています。まち全体にグリーンインフラの取組を拡げていくことを目的として、2030 年までの目標を定め、PDCA サイクルによる管理と運用をしていくようになっています。

資料の 14 ページ目をご覧ください。

これまでの経緯ですが、国で平成 27 年度に閣議決定された「国土利用計画」、「第 4 次社会資本整備重点計画」での、国土の適切な管理、安心安全で持続可能な国土、人口減少、高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成といった課題への対応の一つとしてグリーンインフラの取組の推進が位置づけられました。

長野県では、グリーンインフラをまちづくりの有用な手段として捉え、まち全体に広げていくことを目的として、「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」を令和 3 年 4 月に策定しています。

当市としても、持続可能な開発目的である SDGs との親和性も高く、「2050 年いっただげロカーボンシティ宣言」の実現に資することから、令和 3 年 7 月に知事と主要 4 都市の市長との共同宣言である「信州まちなかみどり宣言」を行い、長野県と連携してグリーンインフラの導入推進に取り組んでいくこととしています。

資料 15・16 ページ目を併せてご覧ください。

土地利用基本方針の本文の変更箇所の説明になります。今回の変更は、グリーンイン

フラの導入推進についての飯田市としての取組の方向性を示しています。

先ほど説明したグリーンインフラの内容や、変更に至った経緯などの記載をしており、基本的な方針については、導入に当たっての基本的な考え方や機能と効果の発現、新たな都市の整備への導入推進について記載を追加する予定です。

具体的な内容については、今後のビジョンや各種計画を踏まえて追加をしていく予定です。

説明は以上となります。

ご協議のほどよろしく願いいたします。

○高瀬職務代理 ありがとうございます。

ただいま、説明がありました「飯田市土地利用基本方針の変更について」、質疑を行います。

ご意見、質問等ございましたらよろしく願いします。ご意見でもご質問でもどちらでも結構です。

○宮下委員 着座で失礼します。16番、宮下と申します。

○高瀬職務代理 お願いします。

○宮下委員 私は、伊賀良まちづくり協議会の会長を拝命しておりますが、飯田南道路について1点、グリーンインフラについて1点お聞きします。

まずグリーンインフラについては、まちなかグリーンインフラのこの「まちなか」という概念、これはどの程度のことを言うのかというのが1つお聞きしたい。

南道路については、この間、丁寧な説明会を開いていただきましてありがとうございました。その中で今、島垣外線を拡幅してくれている最中ですが、これは本当に何年、何十年も前から話で、途中で規格が変わって狭い道路にはなりましたが、それでもまだ狭いから拡幅をということではしてくれているのですが、飯田南道路が交差するところに土地を持つ地主が現れたわけでございます。

そうすると「いや、国道のほうが高いから売らない」ということも少し聞こえてきている部分がありますが、このいわゆる市道の完成はどちらを優先、あるいは先に作っていただけるのか、というところをお聞きしたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○松平 はい、ご質問ありがとうございます。地域計画課の松平です。

私からは、グリーンインフラの関係につきまして回答をさせていただきたいと思えます。

今、お話いただいたように、長野県のまちなかグリーンインフラの「まちなか」というところに込められた意味でございますが、やはりこの信州、長野県は非常に自然が豊かということで、非常に土地の大半が森林であったりという、自然的な利用が非常に多い土地でございます。

ただ、その中でも、市街地の部分に目を向けてみますと、どうしてもその緑とかそういったグリーンの部分、非常に少なくなっているということが、データ上でも出てきております。都市化の進行に伴い、特にそういった部分にグリーンインフラというものの考え方を導入したいということ。単純に緑地にしていきたいと思いますということではなく、もっと自然的な考え方を入れていきたいと思いますという、そういった機能や仕組みなどを活用していきたいと思いますという考え方を強く思っているということで、「まちなか」という言葉を使っているということでございます。

よろしくお願いたします。

○毛利参事 建設部参事の毛利でございます。よろしくお願いたします。

今の飯田南道路の関連で島垣外線の道路の整備時期、今後の予定などにつきましてご質問いただきました。当市でも飯田南道路と同時に整備するのか、事業が飯田南道路の前後にずれるのかとか、そういったところを改めて検討していきたいと考えてございますので、この場ではいつ頃になるかということは、ご説明できない状態でございます。どうぞご理解のほどよろしくお願いたします。

○宮下委員 ありがとうございます。

グリーンインフラについてなのですが、確か新聞報道では、佐藤市長は「飯田のまちなかにりんご並木があるから」ということをおっしゃっていたような記事が載っていたと思います。伊賀良においても、ICから出たところに実は、アップルロードというりんご並木をつくっております。そういうものもグリーンインフラのビジョンの対象として考えてもよろしいのでしょうか。そこも十分市街地と言えらると思いますが、いかがでしょうか。

○牧内課長 ありがとうございます。

確かに、りんご並木というのは、この間の4市共同宣言でもご紹介させていただいたところでございます。今回、確かに土地利用基本方針には、具体的にどこをやるというのはまだ入れ込む段階ではないということはあると思います。

今、いただいた意見も踏まえて、今後、検討・研究させていただきたいと思っております。

○宮下委員 ありがとうございます。

○近藤 よろしいでしょうか。

○高瀬職務代理 ほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○今村委員 22番の今村でございます。川路のまちづくり委員会を運営している者でございます。

グリーンインフラについて、我々のような、例えば市街地の外側のほうについては、どのように考えていったらよろしいか教えていただけますか。

○牧内課長 ご質問ありがとうございます。

地域計画課の牧内です。

今、ご質問があったとおり、まちなかばかりではなくて、その郊外も含めてグリーンインフラということも考えられるかということによろしいですか。

もちろんそれも含めて考えていくことは可能です。

○今村委員 可能ということは、可能は可能なのでしょうかけれども、わかりました。はい。

○松平 ただ今のご質問について、お話をさせていただくと、長野県はそういった思いでまちなかグリーンインフラという名前をつけて計画を推進していくということでございます。

その考え方に同調して、本市としても取り組んでいきたいという考えでございますし、本市の土地利用基本方針に書かせていただいたのは、あくまでグリーンインフラの導入推進というところがまずありまして、今回の方針の中の一番最後のところにも新たな都市の整備については、基本的にはそういうものを一度フィルターとして考えていきましようということを、きっちり表明していきたいということです。

将来、ゼロカーボンの飯田市を目指しての考え方という中でも、非常に親和性のある話でございますので、そういった部分を大事にしていきたいということでございますので、当然、全市のな中で取り組んでいきたいという考え方でございます。

よろしくお願いいたします。

○高瀬職務代理 よろしいですか。

○早川委員 20番の早川です。

今日は貴重な時間、どうもありがとうございました。

まず1点なのですが、このグリーンインフラの基本方針ができた後で、具体的な内容というのは、どのくらいのスケジュールで策定されていくのか。個々の案件によってスピード感は異なるので、一概には言えないと思いますが、どのくらいのスケジュール感を持って検討していくのかということ。

2点目は、いつも思うところがあるのですが、私は飯田仏教保育園と上郷なかよし保

育園の園長を務めているのですが、検討にあたっては、行政のみならず各種団体、地域住民、大学や研究機関など公・民・学の連携した組織づくりを行うということで、いつもあまり保育園の連携や、小学校もどこまで言われているのかわからないのですけれども、そういった実際に子供たちが多分グリーンインフラを、公園であったり道路であったり、土地の緑を活用するということだと思うので、そういった関係者もぜひ、この検討委員会に呼んでいただければうれしいなと、これはただの意見ですけれども、要望です。

以上、2点よろしくお願いたします。

○牧内課長 具体的な内容はいつ頃、今後入れていくのか、見通しや今後の予定というのが1点目。もう1点は、16ページにあります、各種団体の中にも、保育園といった団体もぜひ検討の組織の中に入れていただきたいというご要望の2点でよろしいでしょうか。

○早川委員 結局、利用するのが、子供たちもきっと含まれてくると思います。別に保育園に言及しなくてもいいのですが、小学校の先生たちであったり、あと一番大事なのは、保護者目線だと思うので、PTAの連盟のトップであったり、保育園の保護者会のトップであったり、そういった人も入れていったほうが、本当の意味で子供たちにも開かれたグリーンインフラになると思います。別に保育園に言及しているわけではないのですけれども、そういった子育て目線、子供目線もぜひ入れてほしい。

いつもあまり呼ばれてないだろうということで、後から「グリーンインフラ、これつくったから遊びに来てね」という後付けにいつもなっている感が、やはり僕たち経営者や保育士の感覚からある。やはりその前段階で一緒に仲間として認めてくださいという言い方は変ですけれども、そういった価値観もあってもありがたいなと思いますというところです。

○牧内課長 ありがとうございます。

今のご要望については、具体的に検討組織が現段階でまだ組織されていないので、今後、設置する際には、今、いただいた意見等を考慮して進めていきたいと思えます。

それと今後の具体的な、いつ頃この項目を入れてくのかということですが、今のリニア駅周辺の整備やリニアの広域ビジョン、当市のみならず南信州の広域的な視点に立っても、今後の土地利用を含めたものを、どのようにやっていくかということは、今後、検討する必要性がありますので、その検討を踏まえて、このグリーンインフラの項目を、具体的にどういったところを入れていくのかを検討していきたいと思っております。

具体的に来年やるのか、再来年やるのかということは、現段階ではまだ時期としては決まってございません。

○早川委員 ありがとうございます。よくわかりました。

○白子委員 17番の白子です。

内容についての質問ではないのですが、パブリックコメントについてです。よく「広く市民の意見を募る」ということでパブリックコメントをやられていますが、「コメントは特にありませんでした」ということも結構見受けられる気がしています。

どのようにパブリックコメントを一般市民に周知しているのかという現状をお聞きしたい。また、できるだけ、特に若い世代が関心を持って参加できるようなパブリックコメントの仕組みを充実させていってほしいなと思います。現状どのように広く意見を募る工夫をされているのかをお聞かせください。

○牧内課長 ご質問ありがとうございます。

この今回の手続きについて、パブリックコメントの広報の仕方としては、まず広報いだに掲載した上で、当市のホームページに掲載し、そこで意見を募るということを行っております。

若い世代の方々にどこまで浸透しているかと言われると、確かに、ご指摘のとおりどこまで浸透しているかというのは、把握できていないところでございますが、広く市民と言いながらも、広報の仕方も含めて、従来どおりのやり方でいいのかということを含めて、今後もまた検討していきたいと思っております。

○塚平総合政策部長 総合政策部長の塚平です。答弁の補足をさせていただきます。

パブリックコメントの一般的な方法は、今、牧内課長からお答えしたとおりであります。

当市では、様々な場面で必ずパブリックコメントをしておりますが、大半がそのような方法でございますけれども、やはり広報のあり方につきましては、これからウェブの時代でございますので、即時的に広報できるようなことは努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、ご意見につきましてですが、今回の件についてはご意見がなかったということですが、例えば前回のいいだ未来デザイン、当市の基本構想についてパブリックコメントをおとりいたしました、その際にはかなり多くのご意見も頂戴しております。

したがって、案件によって意見の出し方が違うということで、多くのパブリックコメ

ントが何のコメントもないということではないということで、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○白子委員 ありがとうございます。

やはり今、広報いいなどは、きっと若い人は見ないだろうなという気がします。また、ホームページも盛りだくさんなので、なかなか目標のところへたどり着くのも結構大変なときもあつたりします。

できるだけ、関心のある人や特定の人だけが見るのではなく、広く積極的に発信をしていくようなこと、特に、これからの世代の若い人たちが自分の住むまち、自分の生活に関わることに関心を持つような発信の仕方、というのを考えていただきたいなと思います。

ありがとうございます。

○高瀬職務代理 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

○鈴木専門委員 専門委員の鈴木です。当日配布資料2の都市計画道路の見直し方針の6ページ目の図について教えていただきたいです。

今回、飯田南道路の話のところ、飯田 IC の近くに、緑の線とピンクの線が重なっているような図ですが、これの意図するところは何かということ。また、新たに今回、その右側のところに細い線の追加をされたということで、ご説明では自転車の通行空間、ネットワークの話ということだったかと思いますが、都市計画道路の見直し方針の今までに議論で上がってなかったような案件に思えます。そういったことは、これからも出てくるのか。ということの2点を確認させていただきたい。

ついでで申し訳ないのですが、この図、存続候補に（検討中）を含むというのが現行の図にはなくて、今回の図には出てきているのですが、青いところで、検討を進めつつあるところと、そうでないところがあるのかなと推察します。実際に動いているところがあつたら、4ページ目のように取組状況などが分かると良いと思ったので、その辺りも教えていただけるとありがたいです。

○近藤 地域計画課の近藤です。

まず、6ページ目の関係で、緑とピンクの点線の重なっている部分が、先ほど説明の中でもありました都市計画道路の羽場大瀬木線として、都市計画決定されています。

今回、基本方針に位置付けるために、飯田南道路の起点を、山本 IC 付近から終点の飯田インター東交差点まで位置付けるということで、この羽場大瀬木線は終点を変更しま

す。飯田 IC 東まで戻すというようなイメージです。それからピンクの点線が、新たに飯田 IC 東から山本に向かっていくという見直しの方針にしたい、ということでございます。

それから、赤の細いラインは西の原殿岡線で、自転車・歩行者専用道路でございます。これまでの見直し方針の中では、幹線道路であったり補助幹線であったりというような、都市計画道路の見直しについて検証してきました。県の見直し指針の中にも自転車・歩行者専用道路は地域性が非常に高いということで、地域に応じた見直しをしていくようにというようなことも書かれております。

今回、羽場大瀬木線が開通したことで、歩道等は整備されているということ、それから、新たに計画されております飯田南道路も、歩道はこの区間整備される計画であるということをお聞きしております。その部分については、代替の歩道が確保できるということで、先ほどの説明の中にもありましたけれども、都市計画決定していることで、都市計画法 53 条の建築制限がかかっているとか、そういった部分も地域の皆さんには制限をかけているというところもありますので、実現性なども考慮すると今回廃止候補として、見直しの方針へ追加をさせていただくというところでございます。

青の路線の状況につきましては、存続候補として平成 28 年のときに見直しを、全区間の検証を行った際に、都市計画道路として存続させるということで整理した路線でございます。

この案の中では、中心市街地に向かう道路がほとんどでございますけれども、中心市街地では、今後の色々な計画等もございますので、進捗状況を見ながら、この路線の状況をまた検討していくということで、今は検討中を含むというような表現にした部分でございます。

○鈴木専門委員 ありがとうございます。

2 点目のところは、幹線系道路のこれまでの交通と、自転車・歩行者専用のところと、このを同じ図で表現して説明していくのが望ましいかというところが議論が必要かなと思います。自転車や歩行者のネットワークは、ネットワークで飯田市としてこのように作っていくというものが別途あってもいいのかなと感じたので、申し上げたというのがあります。

3 点目のところの存続候補検討中を含むという表現ですと、例えば存続候補が、変更候補になったり廃止候補になり得るかというところが、この同じ青でも少しなんといえますか、色合いが違うものが入っているのかどうかというのが気になる表現なので、以

前でしたら緑と茶色と赤とか、例えば変更とか廃止であっても、色を変えたりなんてことをされてたかと思うので、何かそういう工夫をされてもいいのかなという感じがいたしました。

以上です。

○近藤 ありがとうございます。

また、図の表現については、検討させていただきたいと思います。

○高瀬職務代理 ほかはいかがでしょうか。

○新井委員 8番の新井信一郎でございます。

まず、飯田南道路の関係ですが、私も市民説明会、地元説明会に参加させていただきました。その折りに一番出てたのは「やはり供用時期や時間がかかり過ぎる」と、その言葉だったかなと思います。

ここでいつ幾日にできますよという回答は難しいと思いますが、先ほど、この前段の会議の中で、新規道路がリニア開通には間に合うという答弁を頂戴しました。この飯田南道路も昨日今日降って湧いた計画ではございません。前段を見ればもう10年来ずっと取り組んできた事業でございます。

そのことを考えると、もう少しリニア開通には間に合うか、開通してからすぐに開通するか、そのような状況を見いださないと、リニア効果が薄れてしまうのかなと思います。その辺りのこと、今後、回答をいただきたいと思います。

また、今、鈴木先生がおっしゃられた部分、西の原殿岡線の関係ですが、飯田市の中でも比較的人口が増えているといえますか、人の減る率が少ないエリアであります。その辺りを考えますと、今、必要な道路整備というのは、廃止した分をしっかりと担保できるようなものを用意していただきたい。

また、羽場大瀬木線の歩道ができたから自転車や歩行者が通れるようになったということですが、ないよりはましですが通ったことありますか。まさにグリーンインフラが邪魔しているくらいの勢いの道路幅ではないでしょうか。もう少し幅の広い歩道等があったの話であればわかりますが、少し現実と離れているのかなと思います。その辺りのご一考をお願いします。

グリーンインフラですが、最低でも松本市、長野市くらいのまち、ビルやマンションを抱えるようなまちであればイメージが湧きやすいのですが、低層階のような建物が非常に多い、この中心市街地であったとしても、グリーンインフラが本当に市民のためになるのか少し疑問を持ちます。

であれば、以前から出ているランドスケープデザイン、いわゆる中心市街地周辺の地区の整備、そちらはそちらで里山整備等を進められておられるのですが、そういったところと連携を持つような事業を進める必要があるのではないのでしょうか。

前段でまちづくりの会長さん等々からのご意見がありましたが、やはりまた丘の上だけ整備をするのかと、そんなような誤解を持たれてしまうかもしれません。そのことを今後に生かしていただきたいと発言をさせていただきます。

以上です。

○毛利参事 建設部の毛利でございます。

まずは飯田南道路に関しましてお答えしたいと思います。

飯田南道路の事業、計画につきましては、新井委員のおっしゃるとおりですね、なかなか計画が具体化してこなかった状況で、ようやく今回、事業化に向けた手続きが動き出したという現状でございます。

当市といたしましても、早期に事業化をしまして、1日も早い開通に向けて事業者が決定しましたら、事業者と調整を図って、当市も全面的に協力しまして、早期完成に頑張ってもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○牧内課長 2点目の伊賀良の羽場大瀬木線の西の原殿岡線の自転車・歩行者専用道路の件につきまして、やはり必要性があるのではないかというご提言をいただきました。今のところ廃止候補ということで考えてございます。

ただ、そうはいつでも、該当する伊賀良の地域の皆様とも一度、この廃止についてのところの意向を確認させていただく必要があるとは思っておりますので、そこも含めて確認させていただいた上で、その手続きを進めてまいりたいというふうに思っております。

それからグリーンインフラ、3点目の最後でございますが、グリーンインフラのランドスケープデザインという形のほうが望ましいのではないかと考えてございますが、今回、土地利用基本方針に位置付けたいと考えておりましたのは、長野県で「信州まちなかグリーンインフラ」という推進計画が、今年の4月に策定されまして、それを受けて長野県から飯田市にも加わっていただきたいというお話がございまして、共同宣言という形をとってこれまできております。

この部分についても、やはり県内の主な長野・松本・上田・飯田の、この4自治体が率先して取り組んでいく必要があるというところで、この土地利用基本方針に位置付けたいという今回の提案をさせていただいております。

確かに、ランドスケープデザインの話もありますので、それも総合的にまたグリーンインフラだけに偏らないような形になるような計画になればと考えております。

具体的に、どういったものができあがるのかというのは、最終的なイメージができておらず申し訳ないのですが、そういったところで、まずはこのグリーンインフラを、土地利用基本方針の中に入れていきたいと考えてございます。

○新井委員 答弁ありがとうございました。

1点だけ、そのグリーンインフラですが、それを実現化できるような部分というところ、リニア駅周辺の土曾川、駅の真横にあります。そういったところは、まさに、長野県と共にタイアップするというのは、非常に良い案かなと思いますので、次までに色々な案を出していただければと思います。

以上です。

○近藤 他にはいかがでしょうか。

特段ご意見等ございません。

○高瀬職務代理 ありがとうございます。

それでは事務局は、次回以降の審議会・諮問に向けて、本日のご意見等を調整し、審議会に臨まれるようよろしく申し上げます。

以上をもちまして、全ての協議は終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

○近藤 ありがとうございます。

7. 閉 会

○近藤 事務連絡をいたしますが、飯田市土地利用基本方針の変更に伴いまして、土地利用関係ハンドブック、この内容を一部更新をいたしました。本日、加除ページ等一式をお配りしておりますので、委員の皆様には加除をお願いしたいと思います。

また、令和2年度に都市計画基礎調査を行いました。その報告書もお配りいたしましたので、また参考にしていただければと思います。

それでは、最後に建設部長より一言お願いいたします。

○米山部長 建設部長の米山でございます。

長時間に渡りまして、慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

本日、ご協議いただきました協議事項でございますけれども、飯田市土地利用基本方針の変更について、こういったことを含めまして、今後、第2回の審議会を10月に予定ということで調整を進めております。改めまして開催通知をご連絡させていただきます

ので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それらを含めまして、今後も当市の都市計画の重要な事項につきまして審議をお願ひしてまいりますので、何卒ご協力いただけるようによろしくお願ひします。

本日は、ありがとうございました。

○近藤 これをもちまして、令和3年度第1回飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を終了させていただきます。

お疲れ様でした。

閉 会 12時10分